

(総則)

- 第1条 賃借人及び賃貸人は、標記の契約書及びこの約款(以下「契約書」という。)に基づき、別添の仕様書及び図面等(以下「仕様書等」という。)に従い、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。
- 2 賃貸人は、仕様書等記載の物件(以下「この物件」という。)を契約書記載の賃貸借期間、仕様書等に従い賃借人に賃貸するものとし、賃借人は、その賃借料を賃貸人に支払うものとする。
- 3 この契約において契約期間とは、契約締結日から賃貸借期間の末日までの間をいう。
- 4 賃貸人は、この契約の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 5 この契約書に定める請求、届出、報告、申出、協議、承諾及び解除は、書面により行わなければならない。
- 6 この契約の履行に関して賃借人と賃貸人との間で用いる言語は、日本語とする。
- 7 この契約書に定める金銭の支払に用いる通貨は、日本円とする。
- 8 この契約書及び仕様書等における期間の定めについては、この契約書又は仕様書等に特別の定めがある場合を除き、民法(明治29年法律第89号)及び商法(明治32年法律第48号)の定めるところによるものとする。
- 9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。
- 10 この契約に係る訴訟については、賃借人の事務所の所在地を管轄する日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。

(契約保証金)

- 第2条 賃貸人は、賃借人が必要と認める場合において、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を賃借人に寄託しなければならない。
- (1) 契約保証金の納付
- (2) 契約保証金に代わる担保となる国債、地方債又は銀行が振り出し若しくは支払保証をした小切手(第5項において「有価証券」という。)
- (3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行又は賃借人が確実と認める金融機関又は保証事業会社等の保証
- (4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結
- 2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額(第4項において「保証の額」という。)は、契約金額の100分の10以上としなければならない。
- 3 第1項の規定により、賃貸人が同項第2号又は第3号に掲げる保証を付したときは、当該保証は契約保証金に代わる担保の提供として行われたものとし、同項第4号に掲げる保証を付したときは、契約保証金の納付を免除する。
- 4 契約金額の変更があった場合には、保証の額が変更後の契約金額の100分の10に達するまで、賃借人は、保証の額の増額を請求することができ、賃貸人は、保証の額の減額を請求することができる。
- 5 賃借人は、第1項第1号又は第2号の保証が付された場合において、賃貸借期間が満了したとき又は第24条若しくは第25条の規定により契約が解除されたときは、賃貸人の請求により、契約保証金又は有価証券を返還する。この場合において、当該契約保証金又は有価

証券には利息を付さないものとする。

6 単価契約にあつては、第2項及び第4項中「契約金額」とあるのは、「単価表及び仕様書等に記載の予定数量等から計算した契約金額相当額」とする。

(権利義務の譲渡等)

第3条 貸貸人は、この契約により生じる権利又は義務を、第三者に譲渡し、承継させ、又は担保の目的に供することができない。ただし、賃借人の承諾を得たときは、この限りでない。

(物件の納入等)

第4条 貸貸人は、この物件を契約書及び仕様書等で指定された場所（以下「履行場所」という。）へ仕様書等に定める日時までに貸貸人の負担で納入し、使用可能な状態に調整した上、賃貸借期間の開始日（以下「使用開始日」という。）から賃借人の使用に供しなければならない。

2 賃借人は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、賃借人の職員をして立会い、指示その他の方法により、貸貸人の履行状況を監督させることができる。

3 貸貸人は、この物件を納入するときは、納品書を提出しなければならない。

4 貸貸人は、この物件を納入する上において当然必要なものは、貸貸人の負担で行うものとする。

(転貸の禁止)

第5条 賃借人は、この物件を第三者に転貸してはならない。ただし、あらかじめ貸貸人の承諾があつたときは、この限りでない。

(公租公課)

第6条 この物件に係る公租公課は、貸貸人が負担する。

(物件の管理責任等)

第7条 賃借人は、この物件を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 賃借人は、この物件を本来の用法によって使用し、かつ、賃借人の通常の業務の範囲内で使用するものとする。

3 この物件に故障が生じたときは、賃借人は、直ちに貸貸人に報告しなければならない。

(物件の保守等)

第8条 貸貸人は、常にこの物件の機能を十分に発揮させるため、必要な保守を仕様書等に基づき貸貸人の負担で行わなければならない。ただし、仕様書等に保守に関する記載が無い場合は、この限りではない。

2 貸貸人は、賃借人から前条第3項の報告を受けたときは、貸貸人の負担で速やかに修理しなければならない。ただし、故障の原因が賃借人の故意又は重大な過失による場合は、この限りでない。

(代替品の提供)

第9条 貸貸人は、この物件が使用不可能となった場合において、速やかな回復が困難であるときは、賃借人の業務に支障を来さないよう、この物件と同等の物件を貸貸人の負担で賃借人に提供するものとする。ただし、賃借人の責めに帰すべき理由により使用不可能となった場合は、この限りでない。

2 前項の規定により、貸貸人が代替品を提供することとなったときは、第4条及び第16条の規定を準用する。

(物件の返還等)

第10条 賃借人は、この契約が終了したときは、この物件を通常の損耗を除き、原状に回復して返還するものとする。ただし、賃貸人が認めた場合は、現状のままで返還できるものとする。

2 賃借人は、この物件に投じた有益費又は必要費があっても賃貸人に請求しないものとする。

3 賃貸人は、この契約が終了したときは、速やかにこの物件を撤去するものとし、これに要する費用は賃貸人の負担とする。

4 賃借人は、前項の撤去に際して必要があるときは、賃借人の職員をして立会い、指示その他の方法により、賃貸人の履行状況を監督させることができる。

5 賃借人は、賃貸人が正当な理由なく、相当期間内にこの物件を撤去せず、又は借入場所の原状回復を行わないときは、賃貸人に代わってこの物件を処分し、又は借入場所の原状回復を行うことができる。この場合においては、賃貸人は、賃借人の処分又は原状回復について異議を申し出ることができず、また、賃借人の処分又は原状回復に要した費用を負担しなければならない。

(所有権の表示)

第11条 賃貸人は、この物件に所有権の表示をするものとする。

(物件の原状変更)

第12条 賃借人は、次に掲げる行為をするときは、事前に賃貸人の承諾を得るものとする。

(1) この物件に装置、部品、付属品等を付着し、又はこの物件からそれらを取り外すとき。

(2) この物件を他の物件に付着するとき。

(3) この物件に付着した表示を取り外すとき。

(4) この物件の借入場所を他へ移動するとき。

(使用不能による契約の終了)

第13条 この物件が、契約期間中に天災事変その他不可抗力によって、滅失又は毀損して使用不能となった場合において、第9条第1項で規定する代替品の提供が不可能であるときは、この契約は終了したものとみなす。

(契約内容の変更等)

第14条 賃借人は、必要があるときは、賃貸人と協議の上、この契約の内容を変更し、又はこの物件の納入を一時中止させることができる。

2 前項の規定により契約金額を変更するときは、賃借人と賃貸人とが協議して定める。

(一般的損害等)

第15条 この契約の履行に関して契約期間中に発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、賃貸人がその費用を負担するものとする。ただし、その損害（保険その他によりてん補された部分を除く。）のうち、賃借人の責めに帰すべき理由により生じたものについては、賃借人が負担する。

(検査)

第16条 賃借人は、賃貸人から納品書の提出があったときは速やかに検査し、その検査に合格したときをもって、賃貸人からこの物件の引渡しを受けたものとする。

2 賃貸人は、あらかじめ指定された日時及び場所において、前項の検査に立ち会わなければならない。

- 3 賃貸人は、第1項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果について異議を申し立てることができない。
- 4 賃借人は、必要があるときは、第1項の検査のほか、納入が完了するまでの間において、品質等の確認をするための検査を行うことができる。この場合においては、前2項の規定を準用する。
- 5 第1項及び前項の検査に直接必要な費用並びに検査のため変質、変形、消耗又は毀損した物件に係る損失は、全て賃貸人の負担とする。

(引換え又は手直し)

第17条 賃貸人は、この物件を納入した場合において、その全部又は一部が前条第1項の検査に合格しないときは、速やかに引換え又は手直しを行い、仕様書等に適合した物件を納入しなければならない。この場合においては、第4条及び前条の規定を準用する。

(賃借料)

第18条 賃貸人は、この物件を賃借人が使用した月の翌日以降、毎月1回別紙内訳書(単価契約にあっては、単価表)記載の賃借料を賃借人に請求することができる。ただし、賃借人が仕様書等において毎月払い以外の請求時期を別に定めた場合は、その時期に請求できるものとする。

- 2 賃借人又は賃貸人が月の途中においてこの契約の全部若しくは一部を解除したとき、又は賃貸人の責めに帰すべき事由により賃借人が機器を使用できなくなったとき等、機器の使用可能期間が1か月に満たない場合は、その使用期間に応じて当該月額賃借料を日割計算して算出した額をもってその月の賃借料とする。ただし、賃借人が仕様書等において毎月払い以外の請求時期を定めている場合は、その請求期間中の使用期間に応じて日割り計算して算出した額をもってその期間の賃借料とする。
- 3 賃借人は、第1項の規定により賃貸人から適法な請求があったときは、賃貸人の履行状況を確認の上、その請求を受理した日から起算して30日以内に、第1項に定める賃借料を賃貸人に支払うものとする。
- 4 賃借人は、前項の期限内に賃借料を支払わないときは、賃貸人に対して支払金額に当該契約の締結の日における政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和24年法律第256号)第8条第1項の規定に基づき財務大臣が決定する遅延利息の率の割合(年当たりの割合は、じゅん年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。以下「遅延利息の率の割合」という。)で計算した額を遅延利息として支払うものとする。

(かしの担保)

第19条 賃貸人は、この物件の規格、性能、機能等に不適合、不完全その他隠れたかしがある場合は、特別の定めのない限り、借入期間中、補修、引換え、補足又はこれに代えて若しくは併せて損害賠償の責めを負うものとする。

(使用開始日の延期等)

第20条 賃貸人は、使用開始日までにこの物件を納入することができないときは、速やかにその理由、遅延日数等を届出なければならない。

- 2 賃貸人は、前項の届出をしたときは、賃借人に対して使用開始日の延期を申し出ることができる。この場合において、賃借人は、その理由が賃貸人の責めに帰することができないものであるときは、相当と認める日数の延長を認めることができる。

第21条 賃貸人の責めに帰すべき理由により使用開始日までにこの物件を納入することができない場合において、使用開始日後相当の期間内にこの物件を納入する見込みのあるときは、賃借人は、使用開始日を延期することができる。この場合において、賃借人は賃貸人から遅延違約金を徴収することができる。

2 前項の遅延違約金の額は、使用開始日の翌日から納入した日までの日数に応じ、契約金額に遅延利息の率の割合で計算した額（100円未満の端数があるとき、又は100円未満であるときは、その端数額又はその全額を切り捨てる。）とする。

3 前項の遅延違約金の計算の基礎となる日数には、検査に要した日数は算入しない。

4 単価契約にあつては、第2項中「契約金額」とあるのは、「単価表及び仕様書等に記載の予定数量等から計算した契約金額相当額」とする。

（賃借人の解除権）

第22条 賃借人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

（1）賃貸人が使用開始日までにこの物件の納入を完了しないとき、又は完了する見込みがないと賃借人が認めるとき。

（2）賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、契約の締結又は履行に当たり不正な行為をしたとき。

（3）賃貸人又はその代理人若しくは使用人が、正当な理由なく、賃借人の監督又は検査の実施に当たり職員の指示に従わないとき、又はその職務の執行を妨害したとき。

（4）賃貸人が地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当すると判明したとき。

（5）賃貸人の責めに帰すべき理由によりこの物件が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。

（6）前各号のほか、賃貸人が、この契約に基づく義務を履行しないとき。

（7）第25条の規定によらないで、賃貸人から契約解除の申し出があつたとき。

（8）この契約に関して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第49条の規定による公正取引員会の賃貸人に対する排除措置命令（排除措置命令がなされなかった場合については、同法第62条第1項の規定による納付命令）が確定したとき。

（9）この契約に関して、賃貸人（賃貸人が法人の場合については、その役員又はその使用人）の刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第23条 次の各号のいずれかに該当する場合には、賃貸人は、契約金額の100分の10相当額を違約金として賃借人の指定する期間内に支払わなければならない。

（1）前条の規定によりこの契約が解除された場合

（2）賃貸人がその債務の履行を拒否し、又は、賃貸人の責めに帰すべき事由によって賃貸人の債務について履行不能となった場合

2 次の各号に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。

（1）賃貸人について破産手続開始の決定があつた場合において、破産法（平成16年法律第

75号)の規定により選任された破産管財人

(2) 貸貸人について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定により選任された管財人

(3) 貸貸人について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法(平成11年法律第225号)の規定により選任された再生債務者等

3 単価契約にあつては、第1項中「契約金額の」とあるのは、「単価に仕様書等に記載の予定数量を乗じて計算した契約金額相当額の」とする。

4 第1項に該当する場合において、契約保証金の納付が行われているときは、賃借人は、当該契約保証金を第1項の違約金に充当することができる。

(協議解除)

第24条 賃借人は、必要があるときは、貸貸人と協議の上、この契約を解除することができる。

(貸貸人の解除権)

第25条 貸貸人は、次の各号のいずれかに該当する場合は、この契約を解除することができる。

(1) 第14条の規定により、賃借人がこの物件の納入を一時中止させ、又は一時中止させようとする場合において、その中止期間が相当の期間に及ぶとき。

(2) 第14条の規定により、賃借人が契約内容を変更しようとする場合において、契約金額が、当初の2分の1以下に減少することとなるとき。

(3) 賃借人の責めに帰すべき理由によりこの物件が滅失又は毀損し、使用不可能となったとき。

(契約解除等に伴う措置)

第26条 第22条、第23条第1項、第24条又は第25条の規定によりこの契約が解除された、又は貸貸人がその債務の履行を拒否し、若しくは、貸貸人の責めに帰すべき事由によって貸貸人の債務について履行不能となった場合において、既に履行された部分があるときは、賃借人は、当該履行部分に対する賃借料相当額を支払うものとする。

2 前項による場合の物件の返還については、第10条の規定を準用する。

3 前2条の規定によりこの契約が解除された場合において、貸貸人に損害が生じたときは、賃借人は貸貸人に対して損害賠償の責めを負う。

(賠償の予定)

第27条 貸貸人は、第22条第8号及び第9号のいずれかに該当するときは、賃借人が契約を解除するか否かを問わず、賠償金として、契約金額の100分の10に相当する額を支払わなければならない。契約を履行した後も同様とする。ただし、第22条第9号のうち、貸貸人の刑法第198条の規定による刑が確定した場合は、この限りでない。

2 前項の規定は、賃借人に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

3 単価契約にあつては、第1項中「契約金額」とあるのは、「単価表及び仕様書等に記載の予定数量等から計算した契約金額相当額」とする。

(相殺)

第28条 賃借人は、貸貸人に対して有する金銭債権があるときは、貸貸人が賃借人に対して

有する契約保証金返還請求権、賃借料の請求権及びその他の債権と相殺し、不足があるときは、これを追徴する。

(暴力団等排除に関する特約条項)

第29条 暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

(疑義の決定等)

第30条 この契約書の各条項若しくは仕様書等の解釈について疑義を生じたとき、又はこの契約書若しくは仕様書等に定めのない事項については、賃借人と貸貸人とが協議の上定めるものとする。